

文教くらし委員会記録

開催日時 平成23年6月7日(火) 13:04~15:07

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

尾崎 充典 委員長

鍵田忠兵衛 副委員長

浅川 清仁 委員

森山 賀文 委員

宮本 次郎 委員

上田 悟 委員

安井 宏一 委員

山本 進章 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

濱上 教育委員長

富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 平成23年度主要施策の概要について

(2) その他

〈質疑応答〉

○山本委員 「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の66ページです。歴史的風土保存買入・整備事業に関する予算で、主要施策の概要の中では説明がなかったのですが、新規事業で景観阻害物件除去事業で4,566万9,000円が計上されています。この物件はどういうことかということ、明日香村にコンクリート生コンプラントがあります。甘樫丘から飛鳥川を見て、当時の佐藤首相、野呂田芳成等、先生方が来られて、景観阻害物件に当たるということで大変興味深く指摘されておられた物件なのです。そのコンクリート生コンプラントは、地元の方の土地をこの生コン業者が借りて、プラントを営業していて、そして今は営業していないという状況の中で、景観阻害物件除去事業で買

ったわけですが、その経緯といいますか、なぜこの物件を公費で購入するに至ったのか。先ほど昭和41年から古都保存法の中で、明日香村の土地には家を建てることのできないというところから、土地の買入れ制度というのがあります。1種地域もあるのですけれども、特に2種地域は明日香村ということで、このコンクリート生コンプラントの借地はこの予算の中で平成22年度に買い上げをしているわけです。

この土地の買入れ制度についても、私が平成11年に県会議員に出させていただいたころは大変多くの買入れの予算、年間5億円ぐらいあったのですが、今では1億2,000万円程度です。大変な行政の努力で積み積もった買入れの申請を予算化で買い上げていったわけですが、同時にその買い上げには順番がありまして、申請をした順番から買い上げていくと。にもかかわらず、この物件は多く待機している申請者を差しおいてといいますか、押しのけてというか、行政側が平成22年度の予算に組み入れて買い上げたということで、なぜほかの順番待ちをしている人たちを差しおいてまで買い上げたのか。なおかつ、公費で今年度は4,500万円余をコンクリート生コンプラントで買い上げる予算としたのか。この辺は村民が大変不信といいますか、行政に対してなぜここだけが公費で買い上げられるのだと。それならば私たちの物件も公費で買い上げてくれてはどうやという話を去年から聞かせていただいております。そういう方々にしっかりと説明するためにも、経緯を説明していただきたい。

○山菅風致景観課長 今の質問に対しましてお答えさせていただきます。

委員の質問の中で、経緯を触れていただいておりますが、昭和55年の明日香法制定により明日香村全域が歴史的風土特別保存地区の指定を受け、全国的な注目を浴びるに至ったところでございます。その際、コンクリートプラントが景観を阻害する大きな物件であるということがその際から指摘されており、検討課題となっていたところでございます。その後、数度となく国の審議会でも指摘され、村におきましてもその移転等につき検討を加えるとともに、働きかけを行ってきたところでございます。ところが、平成21年4月にその所有者が破産といった事態になります。債務超過の状況に至り、みずから移転、撤去することが不可能といった事態になったところでございます。

国におきましても当該物件につきましては、平成22年度に策定する第4次明日香村整備計画において、最優先で取り組むべき課題と位置づけられ、その上物を撤去する経費等につきましても補助の対象とするような制度改正等が行われたところでございます。

県といたしましては、これら過去の経緯を踏まえつつも、再三国の審議会等にお

いても指摘されてきたことも踏まえまして、明日香村における歴史的風土を国民的な文化的資産として後世に伝える上で、その撤去に行政としても早急に取り組むべきものであると判断させていただいたところでございます。

このような判断のもと、平成22年度において当該土地を買い入れますとともに、今年度撤去に向けて現在取り組んでいるところでございます。

確かに、買入れによりまして本来、去年買い入れる予定に当たっていた方が半年程度の買入れのおくれが生じたという事実も発生しているところでございますが、今後こういったおくれが続いていかないようにするとともに、補助金の確保、あるいは県予算の確保に向け最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本委員 2種地域の買上げの順番を待っている人を差しおいて、平成22年度にその土地の買上げを公費で行った経過はどうしてなのかというのが説明がなかった。

それが1点と、それからコンクリート生コンプラントは公費でやるというのはそういう審議会なり、それから制度改正であったということなのですけれども、それならば、甘樫丘から見えるのは、時の内閣総理大臣も言っていたのは、その生コンプラントの一方で、ガソリンスタンドの看板及びガソリンスタンドがありました。だけれど、制度ができた以後に片方は破産したから工事する。片方は年をとったおじいちゃんが亡くなって、おばあちゃんがもうガソリンスタンドはできないから営業をやめてそのままにしている。それは自費で、お金はいくらか聞いていませんけれど1,000万円までだったということなのですけれども、自費で更地にしてちゃんと整備をした。その制度を知らなかったのか、行政はそのところに行かなかったのかどうか知りませんが、片方は自費でやって、同じ時期にこれを4,500万円もかけて撤去すると。どう見たって、村は小さいところですから、村民からそれは不合理だという話が出ます。

また、後追いでもいいですから、そのおばちゃんのところへいくらかかったか知らないけれど、その制度に乗れますと行っていただけたのか。

○山首風致景観課長 地区内の土地をこういった諸事情に基づきまして買う制度としましては、委員おっしゃっておられましたように、買入れ申入れに基づく買入れ制度というものがありますとともに、行政の立場からどうしても行かなければならないような事態になった場合、いわゆる例外的な対応として県が買い入れるという制度も存在するところでございます。今回の場合におきましては、長年の懸案事項でありました問題につきまして、

その移転撤去といったことができなくなったということをとらえまして、本来は民間で対応していただくべき事項ではございますが、行政としても放置し得ない事態になったことから、例外的に対応させていただいたところでございます。

あと、もう一方の事象についても例示で上げていただいたところでございますが、あくまで原則として所有者本人が対応するというのが本筋でございますので、どうしても差異が出てくるところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○山本委員　そういうことで多くは言うつもりはありませんけれども、事実こういうことがあった、これは例外的だということですが、あったことは事実なのです。明日香村民もそうですけれど、ほかの1種地域のところもあるわけで、またそういうところから要望も出てくるかもわかりませんし、何でというような不合理もこれからひょっとしたら問題が大きくなる可能性もあるわけです。そういう部分で、買入れ制度というのは、明日香村特別措置法に縛られて、全村風致地区になって、どうしても家が建てられない、土地の値段は檜原市に行けば坪、その当時でしたら30万円も40万円もしていたものが、明日香村では坪五、六万円だと。そういうようなところから、やはり嫁にも出したい、家も建てたいという中で、なけなしの土地を買入れ制度に乗っかって、そして順番はというと20番も30番も後になる。もう3年も4年も先になってしまうというようなことで、身を削るような思いで待っている。今もおおむね2年ぐらいでは買い上げていただけるようになったけれども、やはりそれは本当に注目して見ている制度であります。だから、そんなことは今後あってはならないし、そういうことをしっかりと様子を見ながら、地元の中の様子もしっかりと見ていただいて、そして買い上げ制度を村民のための有効な制度として、これからも持続、継続して、そして予算を2年とっている部分の中で1年で済ますとか、そういう努力も予算編成もしっかりと考えていただきたい。この土地買入れ制度についてはそういうことであります。

また、プラントについては破産したから、もう買うものがないから、物件はどうしても撤去しなくてはいけないということなのですから、そういう明日香の阻害物件はたくさんあるのです。今のおばちゃんには知らない。こんなこと言っているのも知らないから、聞いたらほんとうに死に切れないと思います。85歳ぐらいになっていますけれど、もう身を削るような思いで、民間がしないといけないということで、それを撤去したと。横のプラントは工事してくれたというようなことになってしまうと、これは何とも言いがたい憤慨をされると思うのです。

制度にのっとして役所はそういう形でこれから実施するわけです。今からぐあいが悪い
とって、この予算をなくせと言って無理な話ですから、こういう事実をあからさまにし
てしっかり知ってもらわないといけないという思いで質問をさせていただいています。明
日香の阻害物件はほかにもたくさんあります。一番の阻害物件は役場ですけれども、コン
クリート打ちっ放しで、明日香の歴史景観にはミスマッチなものがあります。これが日本
の明日香だというようなところで、飛鳥京跡苑池や、見せる歴史体験ということでいろん
な施策をこれからやっていくわけですけれども、ぜひくらし創造部として、この指摘を受
けとめていただいて施策を進めていくことを要望しておきまして、この質問は終わらせて
いただきます。

○尾崎委員長 ほかにありませんか。

○和田委員 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の60ページでございます。事
業に伴う予算の関係などは、今この場で詳しくはお尋ねするつもりはございません。ただ、
これからのくらし創造部は大変重要な役割を担っていくのではないかと思います。本年度
の予算の基本的な考え方、あるいはそれを推し進めていくのに、特に3つの柱を知事は掲
げられ、協働の推進及び市町村の支援と指摘されております。これからの時代に協働とい
う考え方は大変重要だと思っております。

そこで、協働ということについて、表現がもう一つわかりにくい。あるいは市町村など
でも、私は桜井市にありますが、桜井市で協働について具体的にお伺いすると、まだ理解
ができてないということもございますので、協働の概念、あるいは事業の中身のおろし方
などについて1、2点お尋ねしておきたいと思っております。

まず、協働の概念でございますが、知事提出議案説明要旨の中で18ページ、19ペー
じにわたって書いてありますが、18ページでは、県民やNPO、企業などが協働してと表
現されております。つまり、行政以外のところでの、いわば県民やNPOといったところ
が力を合わせて協働していく。これは今までと変わらないことだと思います。みんな地域
社会をよくするために連携をし協働するわけですから。しかし、今日言われておるのは、
行政と県民やNPOなどとの連携、協働をどう強めていくのかということだと思います。
そういう意味では、19ページの表現の方が、今日的な協働の持つ意味ではないかと思う
わけでございます。知事が表明なさった協働というものの内容をわかりやすくイメージ化
してください。具体的な例を挙げてでも結構でございます。

それから、「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の60ページに入りますと、協働の事業がいっぱい出てきております。これはもうすばらしいことです。今何かと厳しい時代、この転換期の時代を地域のきずな、地域の暮らしを立て直していこうということでNPOもたくさん生まれてまいりました。しかしながら、まだまだ市町村では財政力が弱いですから、こういう新しい公共づくりの活動は地域でやるということではまだまだ弱いのです。あるいは、応援も市町村はなかなかできておりません。県だからこそこれだけのものができると私は思うのです。そういう意味で、県としてもっと具体的に市町村へ、あるいは地域へ情報を送る必要があるのではないか。まだ十分に送れていないのではないかと思うわけでございます。ここではもうこれ以上深める話はいたしません、そのような感触を持っておりますので、この2つにわたりまして、イメージを説明いただきたいと思います。

○上山協働推進課長 今、お尋ねいただきました協働のイメージでございますが、先ほどくらし創造部長も申し上げましたとおり、昨年の2月議会で奈良県協働推進指針を策定し、議会でご承認いただきました。その中で、今後目指すべき社会のあり方といたしまして、地域において自治会、それからNPO、ボランティア、それから行政、事業者、さまざまな主体が協働して地域課題に取り組むこととされました。えてするとわかりにくい内容があったかもしれませんが、これまでのさまざまな地域課題に対しては、行政は行政の対応、自治会は自治会の対応、また、ボランティア、NPOはボランティア、NPOと、個々がそれぞれ地域の課題に対応してきた経緯がございます。しかし、複雑化する地域課題に対して効果的な解決策を提示するためには、こうしたさまざまな主体が協働の概念でもって地域の課題解決を図っていかなければならない、そういう協働型の地域社会を今後目指していくべきであるという方向性をこの指針の中で示させていただきました。

その中で、県の役割はそうしたら何があるのか、行政の役割は何があるのかということでございますが、一つは、地域におけるこういう協働が進むようにその支援を行っていくこと。もう一つは、行政みずからが主体の一つとなってNPO、ボランティア、それから自治会、市町村とともに、その主体の一つとなって地域課題の解決に当たっていくこと。この2つの役割が行政に求められていると整理をさせていただいたところでございます。

こういった内容は、今県が中心になって積極的に進めさせていただいておりますが、まだまだ市町村の中においてこの概念が浸透できていないのではないかというご指摘でございます。平成22年度は協働推進指針を実現化していくために、市町村の行財政検討会議

の中で作業部会を設けまして、市町村職員とともに行政の考え方についてさまざまな掘り下げを行ったところでございます。

また、平成23年度の予算の中で、新しい公共という名前になっておりますが、協働の推進ということだと思っておりますが、このさまざまな主体が協働して取り組むようなモデル事業としての取り組みも今してございます。具体的な事例も挙げてというお話でございましたが、このモデル事業では今年度6つの事業に取り組むこととしてございますが、このモデル事業の中ではNPOとともに行政がその主体として取り組むということで、6つの事業の中には宇陀市でありますとか、それから橿原市等がこのモデル事業の中に入っていたきまして、事業を進めることになってございます。徐々にではありますか市町村とも連携しながら、協働の考え方を浸透させてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○和田委員 きょうはもう説明いただくだけにとどめて、頑張っていたきたいと思えます。

もう一点の質問でございます。それは、産業廃棄物最終処分場についてお尋ねします。

「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の68ページになります。ここに景観・環境保全センターによる産業廃棄物の適正処理監視とか、それからこれは新規事業でございますが、排出事業者・処理業者規制強化事業などメニューとして上げられておるわけでございます。我々の経済は、生産、消費で大体終わっておったのが、消費の後に廃棄物が出てきた。このような高度文明を維持するためには廃棄物が出てきた。その廃棄物は、最初は燃やすものだと、焼却炉をどんどんつくられて燃やしました。しかし、それでは全然処理のできない不燃物、粗大ごみで埋め立てるものが出てきた。埋め立てるものがたくさんあり過ぎるものだから、そこから一つ生かせるものは資源ごみとしてどんどん生かしていこう、リサイクルしていこうと変わってきております。

その中で、やはり燃やすものはなるほど巨額の投入で公共施設としてつくられてきている部分が大半でございますけれども、埋め立ての方は、民間にお任せをしている現状、そしてその民間で埋め立てをするのだけれども一体この埋め立ての状況を、県内で7カ所、ややこしくなったところが1カ所ありますから、入れたら8カ所でしょうけれども、現在7カ所が稼働している。こんな中で、民間で埋め立ての廃棄物を管理するのに問題はどこかで起きてはいないのかについて明らかにしていただきたい。

それから、また、これからいよいよ満杯に近いところも出てきたようでございますから、

そういう施設もありますから、いよいよ終息ということになってきますと、終息の仕方がこれから重要になります。倒産とって逃げていくところもあれば、丁寧にしっかりと地域の貢献のためにとって後始末をしていくところもあるだろうと思うのです。そんな意味で、稼働が終了する可能性のある最終の処分場はどういうところがあるのか、またどのようにしてこれからそこに対して関わろうとされるのか。今後の県内の最終処分場のあり方を方向づけていくことになるだろうと思うわけです。その点、2点目としてお聞かせいただきたい。

3点目には、処分場の維持管理は、いろいろと問題、まだまだ不十分な対応の仕方になっているだろうと思います。私にも具体的にそういう資料が届いております。そんなことが後から出れば言うし、出なければ紹介いたしますが、いずれにいたしましても、維持管理は、きちっと求めていかなければならないだろうと思います。そういう意味で、この維持管理のありようをこれもしっかりと整理し、行政としての監督責任を果たしていくということが必要かと思えます。

以上のようなことで、答弁をいただきたい。

○榊田廃棄物対策課長 委員のご質問にお答えいたします。

産業廃棄物の最終処分場についての3点のご質問だったと思いますが、1点目、県内の最終処分場の状況につきまして、委員お述べのとおり、現在県内には7カ所で最終処分の埋め立て処理が行われております。各事業者へは廃棄物処理法等の法令に定められております維持管理基準等を遵守するよう日々指導監督をしているところでございます。また、処分場周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないよう、県の景観・環境保全センター等による毎日の監視パトロール、水質や臭気などの検査も定期的を実施してるところでございます。

2点目でございますが、これは処分場の臭気の問題かと思えますが、最終処分場の埋め立て終了予定日は、事業者が毎年提出いたします最終処分場状況報告書に記載されておるものでございます。この終了予定日にかかわらず、埋立量が許可の容量に達しますと、それを終了するものでございます。報告書を見る限りでは、委員お述べのとおり、許可容量に近づいてきている最終処分場もありますが、毎年の埋立量は事業者の経営方針、あるいは景気等にも左右されることもありまして、その終了時期につきまして、県ではわからないというのが実際のところでございます。

3点目でございますが、終了を含めての処分場の維持管理についてのご質問だったと思

いますが、事業者には埋め立て中、埋め立ての期間はもとより、埋め立てが終了してこの処分場を廃止するまでの間、廃掃法等の法令が定める基準に基づきまして、継続して維持管理を行うことが求められております。県といたしましても、継続して事業者へ指導監督を行っていくということになります。

最後に、最終処分場の埋め立て終了後のあり方についてでございますが、事業者と地域住民との協定、あるいは地元からの要望などがあることも聞いております。県としては、これらのことを踏まえまして、最終処分場が周辺的生活環境に影響を与えないということはもちろんのことでございますが、埋め立て終了後の姿も一定見据えながら、利用者が適正かつ円滑に事業を実施するよう指導してまいりたい所存でございます。以上でございます。

○和田委員 私は不安を与えるような状況の処分場はあるのかないのかを1点聞きました。

それから、2点目は、稼働が終了する可能性のある最終処分場はどこなのか。

3点目には維持管理はどうするのか。私も正確に端的に申し上げなかったかと思いますので、それらに対して、これはこうですという答弁をいただかなかったわけですが、1点目の不安を与えているところはないのかどうかにつきましては、今、維持管理については、一生懸命法に基づく指導監督をしておりますとおっしゃったわけですが、私は不安を与えている施設はないのかどうかと申し上げたわけですが、現に私のところには、不安というだけではなくて、地域で問題だと騒がれているところが何か所かあるのが、耳に届いているわけです。他の市のことは申し上げません。桜井市のことを申し上げます。

桜井市は、ごみの山がずうっと高くなるわけですが、それが東日本大震災ではないけれども、あれが起きたならば、たちどころにこの山は崩れてしまうという可能性が大いに考えられております。ただでさえ普通の地震が来ても、あれ危ないぞと学者が講演でよくなさいました。桜井市のごみの山については、そんなところなので、まずはあの山が崩落する危険性がないのか。

それから、これは昔の写真だけれど、桜井市のごみ山、産業廃棄物の処分場にどんなものが埋め立てられたかと、そのときの記録でございます。遠いアングルばかりで撮られているわけですが、安定5品目と言われながら全然違うものが山ほど入っている。監視パトロールがたくさんあるわけです。枚挙にいとまがないのですけれど、ここにパトロール報告書があります。このパトロール報告書を見ても、上がってきても、においがきついとかがそういうものが出てきたり。それほどに、安定型最終処分場ではあるけれども、このよう

な抱えている問題あります。

だから、地域住民の方々は不安を持っている。この山が崩れないか。埋め立てられたものが有害物質で、においはどんどん出てくる。この有害物質は地下へと、地下水を通して流れていく。そうすると土壌を汚染しはしないか。大気汚染、土壌汚染、水質汚染、こういうことを大変心配なさっているのです。ですから、私はこの辺のところを、やはりこれからきっちりと、そのまま閉じられて、はい、終わりですと言われてしまったらもう最後だから、これから終息していくところには、ちゃんとそういう問題があるのかないのかということをしかりと調査してもらいたいと思います。

それから、2点目でございますが、後始末のことについて、これはやはり地域住民と業者との間で民協定がなされております。ところが、これは奈良県は1例です。奈良県は拡張申請は届け出事項になっています。そういう範囲の微量の埋め立て容量という形で申請しておりますから、いわゆる許可行為ではない、届け出行為となります。その中で、今までは295メートルが設定されておりました。130立方メートルという量ですけど、それが10%以内ならば届け出。それが今度は299.5メートルというところまで高さが上がってもいい。その10万立方メートルをその高さの範囲内で埋めるわけです。ですから、この後始末のことですけれども、さらに上へ上へ上がっていくようなこと、これもまた不安でたまらない。それから緑地化計画をしようと、公共施設を建てようと民協定がされております。高さ制限は295メートルであったのが、県の届け出承認で299.5メートルまで上がった。公共施設を建てようと民協定されておっても、これもまた今のところ実施の見通しが無い。

この山の高さ、もっと具体的に言えば、そのごみ山の方は高田区というのですけれど、隣の区との高さ制限は、その隣の区と高田区との境に稜線がございますから、その稜線を超えてはならないとなっているのが、稜線をずうっと超えてしまっている。これは県の監督不行き届きでこうなったのではないかと思ったりもいたします。その点、県は自分の勝手な判断で民協定でせつかく地元がやっているのに、県がそれを許してしまえば、それがよしとして民協定が無効ではないだろうけれども、無効にしてしまうような形で、県が許したからということで県の責任が問われるということになります。その点、民協定というものをしっかりと整理しながら、県としてかかわれる範囲を整理していただきたい。これも要望として2点目に上げておきたいと思うのです。

そして、あと3点目のことにつきましては、においといろいろ指摘されておりますの

で、後始末がきっちりと行われるように。においにしても、これは覆土をかぶせるという
ようなこととか、あるいはまた無害化のための薬品というようなものを注入するとか。今
さらあれを掘って、豊島の2.5倍の140万立方メートルですから、どこかに運ぶわけ
にもいきません。そうすれば、やっぱり無害化していけるように考えていくとか、のり面
の角度が厳しければもっと緩やかになるように行政指導をすることで、後始末がきっち
りとできるようにしていかなければいけないのではないかと思います。県として、地域の
最終処分場、本当に地域貢献とはもう言わないけれども、そんなことはできるはずもない
けれども、今後少なくとも地域の暮らしに害を及ぼしてはならないというような観点から、
今、この時点でそのような不安を取り除くように対応していただきたい。後始末もきちっ
としていただきたい。そういうことで、要望としておきます。要望を受けて感想を聞かせ
てください。

○榊田廃棄物対策課長 地元不安の話は、桜井市だけではなくて県内の各処分場の地域の
方からいろんな形で県にも声が届いたりしておることは事実でございます。そのことを真
摯に受けとめて、今までも各事業者にはその都度必要に応じて指導もしておるところで
ございますが、きょうのご指摘を踏まえまして取り組んでまいりたいと思います。以上で
ございます。

○宮本委員 3点お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

私、実は先週、当県議団で被災地の救援活動に行つてまいりました。福島県のいわき市
というところですが、原発32キロメートル圏にある県立四倉高校、一時期は1,300
人ほど避難されていたところですが、現在は50名程度ということで、そこで炊き出し活
動を行つて、被災の状況も見てまいりました。海岸沿いはもう壊滅的な打撃で、立ち込め
る異臭と全く手がつかない状況を目の当たりにしまして、絶望感に襲われて涙がとまらな
いという状況を経験しましたが、これは息の長い継続的な支援が必要だということを痛感
いたしました。

そのことにかかわって、協働推進課にお尋ねしたいのですが、奈良県から被災地支援ボ
ランティアバスを出していただいています。多くの県民が何かしたいという意欲を持って
おられる中、県がそれをサポートするというのは非常に大事なことだと思つているので
すが、この被災地支援ボランティアバスの参加状況を明らかにしていただきたいと思つ
ます。それから、報道によりますと、受け付けるとすぐに予約が殺到しているというこ
とで、県民の熱意のあらわれかと思つたのですが、今後、この募集枠をふやすことを検討してはどう

かと思うのですが、もちろん現地の受入れ状況、あるいはあくまでも復興は現地の住民が主人公でということですので、そういうことも当然勘案してのことになると思いますが。その点、募集枠をふやすことを検討しないのかどうか、この辺をお聞きしたいと思うのが1点です。

2点目は、同じく震災にかかわってですが、これは学校教育課にお聞きをしたいのですが、被災した児童生徒の受入れ状況、これを本県の場合どれぐらい受け入れているかというのを明らかにしていただきたい。その上で、例えば被災地の高校生などで専門科、あるいは専門コースの生徒さんが被災されて転学を必要とする場合に、科目の履修状況によっては受け入れる学校があるのかどうかというような状況が起こるのかどうか。この辺、既に履修した科目を必要な科目に読みかえて、卒業の単位をそろえるという対応も考えられると思うのですが、そういった高校生の受け入れについての本県の対応や姿勢というものはどうか、これをお聞きしたいと思います。

3点目は、教育長にお聞きしたいのですが、この間、全国学力テスト及び体力テストが行われてきました。今回の震災という事態もありまして、今年度については全国調査は見合わせるということになっていますが、各都道府県それぞれで取り組んでおられる分はやっているとお聞きしています。私はもちろん学力というのは人類の英知の結晶である文化を体系的に身につけるものでありますから、豊かな学力を身につけてほしいと切に願いますし、また、体力という点で見ましても、より健康で生き続けられるために、みずからの体の主人公になるといった観点で体力づくりがこれまで行われてきたわけですから、もちろん豊かに身につけていただきたいというのは論をまちません。しかし、実際この間の全国調査によってどうなっているかということ、競争原理が持ち込まれると、例えば学力テストで全国このぐらいだとか、もっとひどい場合には地域によって、我が町はこの辺だとか、そういうことが持ち込まれることによって、勉強に対するプレッシャーが大きくなって子どもたちが勉強嫌いになる。あるいは、これが体力テストに持ち込まれた場合にもゆがんだものになりはしないかという心配を持っているのです。もちろん、現場の先生方はそうならないような配慮をして一生懸命やっただけだと思われていると思うのですが、今年度、さまざまな事業を見ますと、体力づくりのためにいろいろな取り組みがなされている。そんな中で、教育長自身もみずから添上高校の視察にも出かけられたということです。この体力づくりの基本的なあり方について、私はその競争原理が持ち込まれることによる体力づくりや教育がゆがめられて伝えられるのではないかという心配をするものなのですが、

そういったこの間の議論の上に立って、今回教育長が視察されての感想、そして体力づくりにおいて大事にされていることをお聞きしたいと思います。以上3点お願いします。

○上山協働推進課長 奈良県被災地支援のボランティアバスについてのお尋ねでございます。このバスの企画につきましては、被災地での県外ボランティアの受け入れ体制の整備状況を見ながらこれまで計画を進めてまいりました。ゴールデンウイーク以降、被災地に向かうボランティアが減少するということが見込まれましたので、第1クールとして5月20日金曜日から3泊4日、5月26日木曜日から4泊5日、6月3日金曜日から3泊4日、そして6月9日木曜日から4泊5日の計4回の派遣をひとまず計画をいたしました。毎回各20名のボランティアにスタッフとして県職員2名、県社会福祉協議会職員1名が同行し、宮城県の気仙沼市内で住宅の泥かき、瓦れきの撤去、それから家具の運び出し等の作業を実施いたしております。引き続き第2クールとして6月17日以降、岩手県陸前高田市に4回の派遣を計画しております。こちらの募集を5月30日から受け付けを開始いたします。

ボランティアバスへの募集は受け付け開始後、第1クールでは約1.5日、2日以内。それから第2クールでも1日、実際には6時間で定員に達する状況でございました。被災地でのボランティア活動に対する県民の皆様の意識の高さを改めて実感しているところでございます。

今後につきましても、被災地のボランティアセンターと連携をとりながら、現地のニーズの把握に努め、実施について検討してまいりたいと考えている次第でございます。以上です。

○松尾学校教育課長 被災した生徒につきまして、奈良県の受け入れ状況でございますけれども、3月11日以降、東日本大震災に被災しまして、被害が甚大な3県、岩手県、宮城県、福島県から避難してきました児童生徒の受け入れ状況でございますけれども、5月1日現在、小学校20名、中学校4名、高等学校3名の計27名でございます。また、この3県以外の都道府県からの受け入れで震災の影響によるものと確認された児童生徒は、小学校24名、中学校2名の計26名となっております。

次に、高等学校への転学についてでございますけれども、高等学校の転学につきましては、科目の履修状況によって受け入れられないことがないように、各学校に対しまして柔軟に対応するよう指導しております。具体的には、教科科目の目標に照らし合わせまして、転学先の学校の教育課程上の科目に読みかえるといった措置や、読みかえが困難なものに

については補習等を行うことで補っていくということとしてございます。なお、県教育委員会では被災地域から奈良県内の学校に転学を希望する方々への相談窓口を学校教育課に設置いたしまして、奈良県のホームページでもお知らせしているところでございます。以上でございます。

○富岡教育長 通常の学力テスト、体力テストについては、中止になった状況であります。

まず、勉強嫌い、体育嫌いになったらいけない、全く同感でございます。勉強は全国的に見てもそこそこできるわけですが、勉強が余り好きではないというのは、一つの大きな課題になってございます。その解決のために、例えば新規事業で、わくわくマナーフェスタをやりたいと考えています。また、学力調査等を活用した学力向上推進事業では、勉強があんまり好きではないのがどうやったらおもしろくなるかという取り組みしているさなかでございます。

体力テストにつきましても、あくまでも体力テストというのは、現時点での体力がどこにあるかということの調査でございます。添上高校では、近くの櫛本小学校の小学生が体育科の生徒たちにきっちりとした側転の仕方を教わっていました。子どもたちがあまり上手ではないので、高校生が飛んであげたりするのです。そうすると、非常に喜んで、たくさんお兄ちゃん、お姉ちゃんが飛びますので、自分らもたくさん飛びたいということで、そのフォームをまねて飛ぶ。そんなような状況が見てとれました。大変すばらしいことだと思いました。そしてその子どもたちと高校生、あるいはそこへ先生を交えていろんな会話がなされているのを見ましたら、これはすばらしいことだと。もちろん高校生も限度がありますから、ボランティアでやってくれますから、体育の先生もそんなにたくさんおるわけではないですが、希望があれば拡大していきたいという感想を持ちました。もちろん、体育も勉強の一つですから、勉強嫌いと同じように体育嫌いになってもらったら困ります。その点があくまでもあんまり好きじゃないというのを克服していくための取り組みの一環とさせていただいたらいかがでしょうか。

体力テスト、学力テストそのものが競争云々ではないのではないと思っておりますし、過度の競争原理というのはよくないと思うのですけれども、一定の競争の原理というのは、自然と働いていくものであって、それは許容の範囲というものはあるだろうとは思いますが、けれども、どこまでがよくてどこまで悪いというのは線引きはできませんけれど。それは一定受け入れられるものとしては受け入れていかなければならないのかと思っておりますが、今回のこの件に関しましては、全くそういう競争原理があって測定する。つまり、子どもたち

の能力を引き出してあげる。まさに教育そのものだと感じております。以上です。

○宮本委員 ボランティアバスについてですが、第2クールについては受け付けから6時間で埋まったということで、非常に何かしたいという思いが広がっているという状況だと思います。協働推進課長も同行されたとお聞きしましたので、行かれての感想と、そしてどういった年齢好の人が行っておられるのか、特徴も答えていただいた方がいいかと思えますので、その点、再度お願いしたいと思えます。

それから、学校教育課についてですが、この間、教員採用試験に当たって、教職員課でご尽力いただいて、被災地特別枠をつくっていただいたと。奈良県が率先してそういう受け入れの姿勢を示したということが全国的なニュースにもなりました。大変誇りを持っていいところだと思っているのです。そういう点でいいますと、被災した児童生徒を受け入れるに当たって、どんな専門科の生徒であっても、いろいろと履修科目の読みかえや、あるいは補習を行って、生徒のチャンスを最大限に生かして、その人の思いを生かして受け入れますという姿勢をぜひ示していただきたかったところでしたので、先ほどの答えはあらゆる手を打って、一家丸ごと被災して移って来られる場合に受け入れる用意があるということが確認できましたので、今後しっかりとそういう受け入れの姿勢を示していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

最後、教育長から体育嫌いはいつくらないという力強いメッセージをいただきました。これは本当に大切な答弁だと思います。ただ、新聞報道に出るときには、どういう出方をしているかという、教育長が添上高校に視察に行つたと、それで県の新年度予算でも体力づくりのいろいろなメニューが出ていると、例えば体力テストをする際に、専門の先生が入るだとか、あるいは1年かけて体力テスト実施マニュアルをつくると、こうなると、これで下位から脱出かというような角度で書かれるわけです。それは、日本社会全体が競争原理に支配されているあらわれで、非常に残念なのですけれども、教育現場、あるいは教育委員会のところではそうではないのだと、やっぱり子どもに体を動かすことの喜びを伝えたいのだと、それはしっかりと土台につけていたということを力強く発信し続けていただきたいと思えました。そういう点で、ことし1年かけて体力テスト実施マニュアルをつくるということですが、これは一歩間違えば誤ったメッセージを発すると思うので、例えばボールの投げ方、どうやって教えれば点数が上がるのかということになりますと、これ体力テストのときに問題になった、テスト前に対策をやる、ひどい場合にはテストの日に担任の先生が正解を指さすとか、こういうまさに競争原理に乗かってしまってゆがんだ

ものになってしまうということになってはだめですので、そういう点では十分気をつけていただいて、そうならない取り組みをお願いしたい。もっと言えば、そのためにもきちっと教学条件を充実させる。この間ずっと訴えてまいりました、少人数学級の実現ですとか、あるいは定数内講師の解消ということに努めていただきたいと思いますので、そのことは要望させていただきますので、協働推進課長から再答弁をお願いしたいと思います。

○上山協働推進課長 私も5月26日木曜日から4泊5日で気仙沼のボランティア活動に参加してまいりました。たまたま私が参加いたしました20名の中で男性の最年少が19歳、最高齢が73歳でございました。女性も最年少22歳、最高齢58歳でございまして、若い世代から退職後の方々まで幅広くボランティアバスにご参加いただいている状況でございます。

気仙沼市内も沿岸部の津波の直撃を受けましたところは壊滅状態のままでございました。皆様方テレビでご存じの状況がまだ一面に残っておる状況でございます。少し距離をおきまして、津波をかぶったけれどもまだ建物が健全で、中の清掃等をやれば今後これをまた復活して活用できるというあたりがボランティアの活用のご場所以外でございますが、まだまだ現地の方々も懸命に復旧に取り組んでおられる最中でございます。そういった意味で、この支援活動についても今後長い期間が必要でないかという認識でございます。

多くの方に行っていただいておりますけれども、現地の皆さん方はボランティアを受け入れていただいて、遠く奈良から活動に来ていただいたということで、大変喜んでいただいております。改めて復興への意欲がわいたとおっしゃっていただいております。そういったお話を聞くにつけ、私たちも本当に行かせていただいてよかったです、逆に元気をいただくような状況でございますので、大変有意義な事業になっていると感じてございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

復興は本当に長期にわたると思います。復興の主役はもちろん住民だと、計画も住民合意で進めなければならない。復興事業自体は自治体が責任を持ってやるということと、財源は国が責任を持つと、こういうことが大原則だと思っております。また、私も現地に行きまして思ったことですが、これから1,000年に一度と言われる災害の復興ですから、代々きちっと語り継いで、受け継いでいかなければならないという点で言いましても、多くの方が復興に携わっていくということが非常に大事だと思います。私も現地に行きまして初めてわかることが本当に多くありましたので、ぜひ善意のある方がきちっとその善意が生かされるような形で、双方にプラスになるような形で県がサポートしていくということ

は大事だと思いますので、ぜひ今後、経緯を見守りながら、募集枠をふやすということも検討していただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

○森山委員 大まかには2つ質問させていただきたいと思います。

その2点以外、今、宮本委員が質問されてたことにつながることで追加でお尋ねしたいことが1点あります。それは、震災に関してですけれども、関西圏は放射能の件は特に大きく問題としてとらえられていないけれども、ほんとうに大丈夫かというような心配をお持ちの方が結構おられて、学校のグラウンドであるとか、そのあたりのところ何の心配もないのですよと言えるようなものは何か進めていただいているのか、現状どうなっているのかということ、安心を与えるためにどのようなことを奈良では対策ができていっているのかということ、教えていただけたらというのが一つございます。

それと全く違う質問で、一つは大和中央高等学校のことを質問させていただきたいと思えます。この4月にまた新生が入ってきて新年度がスタートしましたがけれども、幅広い生徒を受け入れているこの学校は、なかなか思うように生徒指導も進んでいないということはこれまでから聞かせていただいておりますけれども、その中で、また新年度を迎えて、前年度から比べて、大和中央高等学校のあるべき姿に向かってちゃんと駒は進んでいるのかという、今の現状を確認させていただきたいというのが1点です。

それと、もう一点は、そこにもつながりますけれども、青少年の規範意識のことについてお伺いしたいと思います。先ほどご説明いただいた「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の120ページ、豊かな人間性の育成の中で、新規事業のふれあいフェスタ開催事業でも規範意識の向上を図るためというような文言もありますし、新規事業の高校生社会参画活動推進事業の中でも高校生の規範意識向上のためと出ておりますし、規範意識を高めるためにいろんな取り組みをされているということもよくわかっています。そんな中で、ことしの1月から4月末までの奈良県下の少年の非行概況というのが出ておまして、それに目を通しますと、年ごとに見ていくと、非行少年の件数というのは減っていき傾向があるのですけれども、その中で一つだけ、たばことか深夜徘徊とかいう不良行為少年という部分だけは、全般的には減っていても、その部分だけはふえているという傾向が奈良県でもあるということです。それはどういうところから来るのかということも答えはある程度出ていまして、少年非行の背景というのは、少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足ということや、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下も大きくかかわっているというようにはっきり出ているので

す。なかなかすぐに規範意識というのを上げるというのは、一足飛びにできないと思いますが、どのあたりのことを特に気を使いながら進めているのかという、その2点と、先ほど言ったグラウンドの件と質問させていただきます。

○福谷景観・環境局次長 委員ご質問のグラウンドと特定されたものではないのですが、現在、文部科学省から委託を受けまして、環境放射能水準調査を現在行っております。それは冒頭申し上げましたように、文部科学省の委託を受けたモニタリングポストというのを1台、県では奈良市にあります県保健環境研究センターで測定分析を行っているところです。調査項目としましては、空間放射線、これは年間連続、降下物、これは1カ月分を採取、年12回、大気浮遊塵年4回、環境資料として浄水、食品等年1回から2回について測定し、その測定結果を国に報告をしております。

今回の福島原発の事故を受けまして、文部科学省よりモニタリング強化の依頼が参っております。その測定結果は毎日報告しておるところでございます。基本的にはその結果を見ましても健康への影響はないと考えられます。いずれにしても、委員ご質問のグラウンドという特定ではないですが、一応県としてはそのように調査しております。今後も引き続き濃度の推移に当然留意はしていきたいと考えておりますので、ご質問の内容と異なるかもわかりませんが、そのようにやっておるということでご理解いただければということでございます。以上でございます。

○森山委員 ありがとうございます。

○松尾学校教育課長 大和中央高校についてお答え申し上げます。

平成20年度に新設いたしました大和中央高校でございますけれども、さまざまなニーズを持った生徒が自主的、自律的に学ぶ高校でございます。けれども、3部制、単位制ということでありますがゆえに、自主性や自分を律する力が必要となり、これらを欠いた生徒が入学している事実もございまして、生徒指導上の問題も少なくございませんでした。そこで、学校を支援いたしますために、昨年4月には学校教育課指導主事を1カ月学校に派遣いたしますとともに、その後も定期的に学校を訪問し支援しております。さらに教育相談の専門家としてのスクールカウンセラー、生徒指導の補助員としての学校サポーター、社会福祉等の専門性を有しますスクールソーシャルワーカーを配置しております。

学校におきましても、生徒指導が重要と認識いたしまして、校内や校外での巡回指導などを行うとともに、地域に感謝する心を養ったり、社会に貢献する意識を持たせたりするために通学路の清掃、近所、地域の清掃などボランティア活動にも取り組んでまいりました。

た。

このような取り組みの成果があらわれまして、平成20年度、平成21年度、平成22年度、そして今年度とだんだん落ちつきを取り戻しておりまして、現在は本当に落ちついた雰囲気の中で学習活動が進められております。なお、この3月に大和中央高校で初めての卒業生を送り出しました。定時制課程でありますために4年間の修業が基本でございますけれども、3部制、単位制の特徴を生かしまして、3年間での卒業も可能となっております。昨年度、第3年次生128名のうち約60%に当たります77名の生徒が学習に励み、卒業に必要な単位を3年間で習得し卒業を果たしております。今後とも3部制、単位制の特徴がより生かされるよう学校運営をサポートしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○沼田生徒指導支援室長 児童生徒の非行、規範意識の件でお答えさせていただきます。

平成21年度から子どもの規範意識向上委員会を立ち上げ、その委員会におきましては、これまでの学校、または教育委員会等で行いました取り組みを検証するとともに、より効果的な施策や取り組みについての提言をちょうだいいたしました。その提言を受けまして、小・中学校用の生徒指導ガイドライン、また高等学校用生徒指導ガイドラインを作成し、小・中・高等学校すべての教職員に配付し、そして研修会も先日行ったところでございます。

その提言には、一つは子どもの規範意識の醸成に向けたアプローチとしまして、社会性や忍耐力の育成と豊かな人間関係の構築、また家庭の教育力の充実、さらには学校と地域社会との連携協働、そして学校と関係機関等の連携協働といった問題点があり、何とかしなければならないと。また、暴力行為等、問題行動の減少に向けたアプローチといたしましては、組織的な生徒指導体制の強化、学校や教員への支援、そして県民へのアピールと取り組みの検証という内容をちょうだいいたしました。それに沿ってガイドラインを作成したところでございます。

例えば新規事業で上げております奈良県高等学校生徒会連絡会、先ほど教育長からも説明がありました、新規事業の高校生社会参画活動推進事業、この中で奈良県高等学校の私立、公立すべての生徒会の諸君たちが集まりまして生徒会連絡会を立ち上げ、県内すべての高等学校が統一活動として10月を清掃活動強調月間として、また各地で通学路や最寄り駅などを清掃活動や、全国育樹祭または奈良マラソンでの会場案内など、さまざまなボランティア活動を行う予定で計画準備を進めているところでございます。また、先日は福

島第一原発事故に関連し、避難指示が出ている福島県内の高等学校に対して、文房具など支援物資をお届けしたところでございます。

こういったところで県の教育委員会と学校、そしてまた家庭、地域と連携をとりながら、今後一層協力してまいりたいと考えているところでございます。

○森山委員 どうもありがとうございました。

最初の質問、突然だったのですけれども、どうもありがとうございました。また、保護者からもそういう質問が上がると思いますから、そのときにまたちゃんと答えてあげて、安心されるようなものがしっかりと提供できるような体制だけは築いてあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大和中央高等学校の件も今聞かせていただきましたけれども、頑張ったら3年間で卒業できるということで、その単位を取得されて60%の人が卒業したというのは、非常に頑張る子が多いのだということを知ってうれしくなりました。一方、これからまた夏休みに入ったら一番学校が心配するというか、夏休みが終わって2学期が始まる、この学校では2学期というのかわかりませんが、2学期になって極端にやめる生徒が多い時期というのはこの時期になるのではないのですか。大和中央高校に行って夏休みを過ごして、戻ってくる2学期になってみて、来る生徒がどうしても減ってしまうと思うのですけれども、もちろん自主的に来る子はいいですけれども、来なくなってしまったら、もうやめてしまったら、一応そこで社会人になってしまって、なかなか言うに言えない立場になってしまいますけれども、やめたがってる子が多いようになっていきますけれども、そこも先生も大変だと思いますけれども、何とか引っ張ってやめないで済むような子が1人でも多くなるようなこと、これからの時期、また考えてあげていただけたらありがたいと思います。万が一やめても、また戻るとき戻りやすいような状態だけは、この学校だけは残してあげていただきたい、そういう役割も果たしてほしいということも願っていますので、大変だろうと思いますが、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

規範意識の低下のことについて、これも本当難しい問題だと思うのですけれども、先ほどの答弁の中で忍耐力ということを具体的に言っていただきました、忍耐力というのは本当に大切だと思うのですけれども、高校生の忍耐力を向上するための具体的な施策というのは、今ちょっと聞けなかったのですけれども、忍耐力というのはどういうことでもって上げるような教育を進められようとしているのかというところだけ、もう1点お答えをお願いいたします。

○沼田生徒指導支援室長 忍耐力と一言で申しますと非常に難しい言葉であろうかと思いますが、頑張る力、耐えて忍ぶ力等がそれに当たるとと思いますが、例えば具体的にはボランティア活動などを定期的を実施することによって、また、運動部活動、文化部活動等々、教育活動の中で行う一つの目的を持った活動を通して忍耐力を養っていくこと、これが一番重要な学校での忍耐力を養う内容だと考えております。

○尾崎委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾崎委員長 それでは、ないようですので、これもちまして本日の委員会を終わります。